

令和2年度 運営状況点検書

【訪問介護】

点検日 令和2年 7月 25日	点検者(職・氏名)※原則として管理者が行ってください。 近藤信江
--------------------	-------------------------------------

事業所	介護保険事業所番号	1472301918
	フリガナ	ヘルパーステーションミュウ
	名称	ヘルパーステーションみゆう
	所在地	〒250-0055 小田原市久野700-2
	電話番号	

◎「勤務形態一覧表」(令和2年6月分)を添付してください。

以下の点検項目について、記載のとおり実施している場合は回答欄に「○」を、記載のとおり実施していない場合は「×」を記入してください。

なお、点検項目に該当しない場合は、斜線を引いてください。

点検した結果、「×」と回答した項目は基準等に違反している状態です。速やかに基準等を満たすよう改善してください。

○ これは県所管域(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市以外)に所在する事業所用です。

1 人員基準について

(1) 管理者

		回答欄
問1	常勤専従職員を配置している。 (ただし、管理業務に支障がない場合は、当該訪問介護事業所の他の職務、同一敷地内の事業所等の職務を兼務することが可能です。)	○

(配置状況)

貴事業所の管理者の氏名や兼務状況について記載してください。

- ・当該訪問介護事業所内で他の職種を兼務している場合には、その職種名(例:サービス提供責任者)を記載してください。
- ・同一敷地内の他の事業所(他のサービス)で兼務している場合には、事業所名、サービス名、職種名及び1週間あたりの勤務時間数を記載してください。
(例:○○デイサービスセンター(通所介護)管理者 週20時間)

管理者氏名	近藤信江		兼務の有無	○ · 無
当該訪問介護事業所で兼務する職種	居宅介護			
同一敷地内で兼務する他の事業所名等	事業所名称	ヘルパーステーションみゆう		
	職種	管理者	時間数(1週あたり)	20 時間/週

(2) 訪問介護員

問1	訪問介護員等(サービス提供責任者を含む。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上配置している。 ※勤務形態一覧表にて確認してください。	○
----	--	---

(3) サービス提供責任者

問1	すべてのサービス提供責任者は、下記の資格のいずれかを有している。 (1) 介護福祉士 (2) 実務者研修修了者 (3) 介護職員基礎研修課程修了者 (4) その他神奈川県が定める者（「訪問介護員の具体的範囲について」で旧1級相当とされているもの） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 「訪問介護員の具体的範囲について」掲載場所 神奈川県ホームページ 訪問介護員(ホームヘルパー)のページ http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3840/p11473.html </div>	○
問2	常勤のサービス提供責任者は、次の(1)から(5)以外の職種を兼務していない。 (1) 当該訪問介護事業所の管理者 (2) 当該訪問介護事業所の訪問介護員 (3) 同一敷地内にあり、一体的に運営している指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務 (4) 障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）の指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護及び移動支援のサービス提供責任者 (5) 介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防訪問介護に相当するサービス及び訪問型サービスAのサービス提供責任者	○
問3	次のいずれかに該当する。(bに該当する場合は問8～10についても回答してください。) a サービス提供責任者は、利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上配置している。 b サービス提供責任者は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上配置している。 ※利用者の数は前3か月の平均値を用います。(暦月ごとの実利用者数で算出します。) ※勤務形態一覧表にて利用者の数及びサービス提供責任者の配置を確認してください。	○
		変更届提出

◆常勤換算方法によりサービス提供責任者を配置する場合は、問4～問7を回答してください。
 ※問3でbに該当する場合は40を50、200を250と読み替えてください。

問4	常勤換算方法によりサービス提供責任者を配置する場合、利用者の数を40で除して得られた数(小数点第1位に切上げた数)以上を配置している。 ※常勤換算方法によりサービス提供責任者を配置できるのは、利用者の数が40人を超える事業所に限られます。	
問5	【利用者の数が40人超200人以下の事業所の場合】 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上の 常勤 のサービス提供責任者を配置している。	
問6	【利用者の数が200人超の事業所の場合】 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数(1の位に切り上げた数)以上の 常勤 のサービス提供責任者を配置している。	
問7	非常勤職員のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の 2分の1以上 に達している。	

◆問3でbに該当する場合は問8～10を回答してください。

問8	常勤のサービス提供責任者を3人以上配置している	
問9	サービス提供責任者の業務に主として従事する者(サービス提供責任者である者が、当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が、1月あたり30時間以内である者)を1人以上配置している	
問10	サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている	

2 設備基準について

問1	事務室、利用者のプライバシーに配慮した相談室(専用の部屋でない場合はパーティション等で囲われている相談スペース)を確保している。	○
問2	手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮している。	○

3. 運営基準について

(1) 内容及び手続の説明及び同意

問1	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる次のような重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ている。 ア 法人、事業所の概要(法人名、事業所名、事業所番号、併設サービスなど) イ 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間、通常の事業の実施地域 ウ 利用料 エ 従業者の勤務体制 オ 事故発生時の体制、緊急時における対応方法 カ 苦情処理の体制(事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会の相談・苦情の窓口) キ 利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項	○
----	--	---

(2) サービス提供拒否の禁止

問1	正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んでいない。	○
----	--------------------------	---

(3) サービス提供困難時の対応

問1	事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じている。	○
----	--	---

(4) 受給資格等の確認

問1	指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめている。	○
問2	被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めている。	○

(5) 要介護認定の申請に係る援助

問1	指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っている。	○
問2	居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っている。	○

(6) 心身の状況等の把握

問1	指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めている。	○
----	--	---

(7) 居宅介護支援事業者等との連携

問1	指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めている。	○
問2	指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めている。	○

(8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

問1	指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っている。	○
----	--	---

※「介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき」とは、償還払いとなる利用予定者等が該当します。

通常、利用者は法定代理受領サービスとして訪問介護サービスを受け、1割、2割又は3割の自己負担分を事業所へ支払いますが、例えば自己作成プランで予め市町村に届け出ていない場合などは償還払い(利用者が一度、全額自己負担した後に保険者から7割、8割又は9割分の還付を受けること)となります。事業所にこうした利用者がいない場合、回答欄に斜線を引いてください。

(9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

問1	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供している。	○
----	--	---

(10) 居宅サービス計画等の変更の援助

問1	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っている。	○
----	---	---

(11) 身分を証する書類の携行

問1	訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導している。	○
----	---	---

(12) サービスの提供の記録

問1	指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容(例えば、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別)、当該指定訪問介護について介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載している。	○
問2	指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等(利用者の心身の状況その他必要な事項)を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供している。	○

(13) 利用料等の受領

問1	法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けている。	○
問2	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしている。	○
問3	サービス提供に必要な物品(訪問介護員等が使用する手袋等)についての費用を利用者から徴収していない。	○

(14) 保険給付の請求のための証明書の交付

問1	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付している。	○
----	---	---

(15) 指定訪問介護の基本取扱方針

問1	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っている。	○
問2	自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っている。	○

(16) 指定訪問介護の具体的取扱方針

問1	指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っている。	○
問2	指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っている。	○
問3	指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行っている。	○
問4	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っている。	○

(17) 訪問介護計画の作成

問1	サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、所要時間、日程等を記載した訪問介護計画を作成している。	○
問2	既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問介護計画を作成している。	○
問3	サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ている。	○
問4	サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付している。	○
問5	サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っている。	○
問6	居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画を提供するよう求めがあった際には、協力するよう努めている。	○

(18) 同居家族に対するサービス提供の禁止

問1	訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせて <u>いない</u> 。	○
----	---	---

(19) 利用者に関する市町村への通知

問1	指定訪問介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知している。 1 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	○
----	--	---

(20) 緊急時等の対応

問1	現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じている。	○
----	--	---

(21) 管理者の責務

問1	管理者は、指定訪問介護事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っている。	○
問2	管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っている。	○

(22) サービス提供責任者の責務

問1	<p>サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成等の業務のほか、次の各号に掲げる業務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none">① 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。③ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。④ 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この問において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。⑤ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。⑥ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。⑦ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。	○
----	---	---

(23) 運営規程

問1	<p>指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めている。</p> <ol style="list-style-type: none">① 事業の目的及び運営の方針② 従業者の職種、員数及び職務の内容③ 営業日及び営業時間④ 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額⑤ 通常の事業の実施地域⑥ 緊急時等における対応方法⑦ その他運営に関する重要事項	○
----	---	---

(24) 介護等の総合的な提供

問1	<p>指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏っていない。</p>	○
----	--	---

(25) 勤務体制の確保等

問1	<p>利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めている。</p>	○
問2	<p>指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供している。</p>	○
問3	<p>訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保している。</p>	○

(26) 衛生管理等

問1	<p>訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っている。</p>	○
問2	<p>指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めている。</p>	○

(27) 掲示

問1	<p>指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示している。</p>	○
----	--	---

(28) 秘密保持等

問1	指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由なしに、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていない。	○
問2	指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている。	○
問3	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ている。	○

(29) 広告

問1	指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていない。	○
----	--	---

(30) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

問1	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していない。	○
----	--	---

(31) 苦情処理・地域との連携

問1	提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じている。	○
問2	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録している。	○
問3	提供した指定訪問介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なっている。 また、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告している。	○
問4	提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なっている。 また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告している。	○
問5	提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めている。 ※「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他非営利団体や住民の協力を得て行う事業が該当します。	○

(32) 事故発生時の対応

問1	利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。	○
問2	事故の状況及び事故に際して採った処置について記録している。	○
問3	利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっている。	○

(33) 会計の区分

問1	指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分している。	×
----	--	---

(34) 記録の整備

問1	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備している。	○
問2	利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存している。 1 訪問介護計画 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録 3 市町村への通知に係る記録 4 苦情の内容等の記録 5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	○

4 介護報酬の算定について

(1) 訪問介護の所要時間

問1	訪問介護の所要時間については、実際に行われた指定訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間としている。	○
問2	生活援助中心型を算定する場合の所要時間については、20分以上としている。	○
問3	前回提供した指定訪問介護から概ね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算し報酬請求している。 (緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。)	○
問4	訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェック等であり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費を算定していない。	○
問5	1人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して訪問介護を行った場合も、1回の訪問介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定している。 ※訪問介護員等ごとに複数回の訪問介護として算定していない。	○

(2) 「生活援助中心型」の単位を算定する場合

問1	単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定している。	○
問2	利用者が通所介護の利用や入院などにより居宅に不在の際に、居宅を訪問して洗濯、掃除等生活援助のサービスを提供したことについて、訪問介護費として算定していない。	○
問3	利用者以外の家族等に係る調理、買い物、掃除を行ったことについて、訪問介護費として算定していない。(共用部分を除く。)	○
問4	ペットの世話、草むしり、花木の水やり、落ち葉掃きを行ったことについて、訪問介護費として算定していない。	○
問5	日常生活では行わない大掃除、模様替えやおせち料理等特別な食事の調理、園芸を行ったことについて、訪問介護費として算定していない。	○

(3) 「身体介護中心型」の単位を算定する場合

問1	自立生活支援のための見守りの援助や移動介助にあたらぬ、単なる気分転換やリハビリを目的とした歩行介助をしたことについて、訪問介護費として算定していない。	○
問2	居宅を訪問し、話し相手をしながら見守りをしたことについて、訪問介護費として算定していない。	○
問3	マッサージ、代筆、理美容を行ったことについて、訪問介護費として算定していない。	○

◆院内介助について算定している場合

院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものですが、場合により算定の対象となるものです。

問1	院内介助は、適切なケアマネジメントを行った上で、院内スタッフ等による対応が難しく、利用者が介助を必要とする心身の状態である場合に算定している。	
問2	院内介助を行う場合は、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画及び訪問介護計画に訪問介護員が院内介助を行う理由、必要性が位置付けられている。	
問3	院内介助に係るサービス提供について、院内介助のサービス内容がわかるように提供記録を作成している。	
問4	院内介助を身体介護で請求する場合、利用者の診療時間を除いた時間で算定している。また、訪問介護員が利用者に対し直接介助を行わない時間は請求対象時間から除外している。	

(4) 前後2時間未満の訪問介護とサービスの所要時間を合算せずに「20分未満の身体介護中心型」の単位を算定する場合

問1	利用者は要介護1から要介護2の者であって認知症の利用者又は要介護3から要介護5の者であって障害高齢者の日常生活自立度ランクB～Cの利用者である。	
問2	当該利用者に係るサービス担当者会議が3月に1度以上開催されており、当該会議において、1週間のうち5日以上、20分未満の身体介護が必要と認められている。	
問3	常時、利用者又は家族等からの連絡に対応できる体制がある。	
問4	「定期巡回・随時対応サービスの指定を受けている」又は「定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていないが、実施の意思があり、実施に関する計画を策定している(要介護3から要介護5の者に限る。)」	
問5	訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定していない。	
問6	20分未満の身体介護に引き続き、生活援助を行っていない。	

(5) 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合(該当する事業所のみ記入してください。)

問1	当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法(昭和26年法律第183号)等他の法令等に抵触しないよう留意している。	
問2	通院等乗降介助のみのサービス提供であっても、訪問介護計画に位置づけている。	
問3	「通院等乗降介助」において、片道につき所定単位数を算定している。また、通院等乗降介助は乗車と降車のそれぞれに分けて算定していない。	
問4	乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象としていない。また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合のみに算定している。	
問5	通院等に伴い、関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「目的地に行くための準備」や通院先での「院内の移動等の介助」を別に身体介護として算定していない。	
問6	「通院等乗降介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の一つとして、また、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があり、居宅サービス計画において、次の事項が明確に記載されている。 ア 通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由 イ 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨 ウ 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること	
問7	通所サービス又は短期入所サービスにおいて利用者の居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合は、当該利用者の心身の状況により当該事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、短期入所サービスの送迎加算を算定し(通所サービスは基本単位数に包括)、「通院等乗降介助」の算定はしていない。	

(6) 2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等

問1	2人の訪問介護員等により訪問介護を行う場合は、利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合でのみ算定している。 イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合	○
----	---	---

(7) 早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い

問1	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定している。また、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定していない。	○
問2	夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)、早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算している。	○

(8) サービス種類相互の算定関係について

問1	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問介護費は、算定していない。 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対して、通院等乗降介助を行う場合は除く。	○
問2	同一時間帯に複数種類の訪問サービスを提供していない。(介護のために必要と認められる場合を除く。)	○

**(9) 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の
取扱いについて**

問1	それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置付けている。(生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分けている。)	○
----	---	---

(10) 訪問サービスの行われる利用者の居宅について

問1	訪問介護は、介護保険法第8条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされているので、要介護者の居宅以外で行われるものは算定していない。(居宅を基点とした外出介助、通院介助を除く。)	○
----	---	---

5 加算（算定している加算について点検を行ってください。）

(1) 特定事業所加算

①体制要件（特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を算定する場合）

問1	全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施することを予定している。	○
問2	問1にある「訪問介護員等ごとに研修計画の作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定している。	○
問3	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催している。	○
問4	問3にある「会議」は、概ね1月に1回以上開催し、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加している。また、会議の開催状況については、その概要を記録している。	○
問5	指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けている。	○
問6	問5にある「利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」として、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載している。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 	○
問7	サービス提供終了後、訪問介護員等から適宜受ける報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存している。	○
問8	全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的(少なくとも1年以内ごとに1回)に実施している。また、健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施している。	○
問9	指定訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合など、緊急時等の対応方法について、利用者に明示している。利用者への明示については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行っている。	○
問10	特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)のうち、算定要件を満たすいずれか1つの加算のみを算定している。	○

②人材要件（特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合）

問1	<p>(Ⅰ)を算定する場合は、以下A・Bの要件の両方を満たしている。 (Ⅱ)を算定する場合は、以下A・Bの要件のいずれか一方を満たしている。</p> <p>A: 訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上である。</p> <p>B: 全てのサービス提供責任者が、3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である。</p>	
問2	<p>【訪問介護員等要件】</p> <p>問1・Aの介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、<u>常勤換算方法</u>により算出した数を用いて算出している。</p>	
問3	<p>【サービス提供責任者要件】</p> <p>問1・Bの要件を満たす事業所において、1人を超えるサービス提供責任者の配置が必要な事業所の場合、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置している。</p>	

③ 重度要介護者等対応要件(特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定する場合)

問1	<p>前年度(3月を除く。)又は算定日が属する月の前3月の期間における利用者(一体的運営を行っている場合の介護予防訪問介護の利用者に関しては計算に含めない)の総数のうち、要介護4又は要介護5である者、認知症である者並びにたんの吸引等が必要な者が占める割合が100分の20以上である。</p>	
----	---	--

④ 割合の計算方法

問1	<p>②人材要件・問2訪問介護員等要件の割合及び③重度要介護者等対応要件の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いとしている。</p> <p>イ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はしていない。</p> <p>ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持している。</p> <p>また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに「加算の取り下げ」の届出を行うこととしている。</p>	
----	---	--

⑤特定事業所加算Ⅳを算定する場合

問1	人員基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を配置している。(人員基準に基づき配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所に限る)	
問2	サービス提供責任者全員に、サービス提供責任者業務の質の向上に資する個別研修計画が策定され、研修を実施または実施を予定している。	
問3	前年度又は前3月間における利用者総数のうち、要介護3から要介護5である者、認知症自立度Ⅲ以上である者並びにたんの吸引等が必要な者の占める割合が60%以上である。	
問4	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催している。	
問5	指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受け、報告記録を文書に保存している。	
問6	全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的(少なくとも1年以内ごとに1回)に実施している。また、健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施している。	
問7	指定訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合など、緊急時等の対応方法について、利用者へ明示している。利用者への明示については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行っている。	

(2) 緊急時訪問介護加算

問1	利用者又はその家族等からの要請に基づき、居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護(身体介護が中心のものに限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合にのみ算定している。	
問2	緊急に生活援助と通院等乗降介助を行った場合、加算は算定していない。	
問3	1回の要請につき1回を限度として算定している。	
問4	サービス提供責任者が、事前に指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、当該介護支援専門員が、利用者又はその家族等から要請された日時又は時間帯に身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合に算定している。 ※ やむを得ない事由により、介護支援専門員と事前の連携が図れない場合に、指定訪問介護事業所により緊急に身体介護中心型の訪問介護が行われた場合であって、事後に介護支援専門員によって、当該訪問が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能です。	
問5	当該加算の対象となる訪問介護の所要時間については、サービス提供責任者と介護支援専門員が連携を図った上、利用者又はその家族等からの要請内容から、当該訪問介護に要する標準的な時間を、介護支援専門員が判断している。	
問6	緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、指定居宅サービス基準第20条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録している。	
問7	訪問介護員等の訪問時に利用者の状態が急変した際等の要請に対する緊急対応等について、当該加算を算定していない。	

(3) 初回加算

問1	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に算定している。	○
問2	利用者が過去2月(暦月)に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定している。	○
問3	サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合については、指定居宅サービス基準第20条に基づき、同行訪問した旨を記録している。	○

(4) 特別地域訪問介護加算

問1	清川村(宮ヶ瀬、煤ヶ谷)、山北町(三保、共和、清水)、相模原市緑区(鳥屋、青根、牧野)に事業所が所在している。	
----	---	--

(5) 中山間地域等における小規模事業所加算

問1	山北町(三保、共和、清水を除く)、湯河原町、清川村(宮ヶ瀬、煤ヶ谷を除く)、相模原市緑区(旧津久井町(鳥屋、青根を除く))、相模原市緑区(旧藤野町(牧野を除く))、南足柄市(旧北足柄村=内山、矢倉沢)、大井町(旧相和村=赤田、高尾、柳、篠窪)、松田町(旧寄村、旧松田町=松田町全域)、真鶴町に事業所が所在している。	
問2	前年度(3月を除く)1月あたり延訪問回数が200回以下である。	

(6) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

問1	山北町、湯河原町、清川村、相模原市緑区(旧津久井町)、相模原市緑区(旧藤野町)、南足柄市(旧北足柄村=内山、矢倉沢)、大井町(旧相和村=赤田、高尾、柳、篠窪)、松田町(旧寄村、旧松田町=松田町全域)、真鶴町に所在している利用者に対してサービス提供を行った場合に算定している。	
問2	運営規程で定めている通常の事業の実施地域内の利用者に対してサービス提供を行った場合には当該加算を算定していない。	
問3	当該加算を算定した場合には交通費を徴収していない。	

(7) 生活機能向上連携加算

生活機能向上連携加算Ⅰ

問1	<p>指定訪問リハビリテーション事業所もしくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提携施設(※)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師(以下、「理学療法士等」。)が、利用者の自宅は訪問せず、通所リハビリテーション等のサービス提供の場や、ICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、サービス提供責任者が助言を受けている。</p> <p>※医療提携施設…診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院もしくは診療所、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)で、病院にあつては許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないもの)</p>	
問2	<p>サービス提供責任者は、問1の理学療法士等の助言に基づき利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行っている。また、その訪問介護計画には理学療法士等の助言内容が記載されている。</p>	
問3	<p>問2の訪問介護計画に基づき提供した初回の月に限り算定している(利用者の急性憎悪等により訪問介護計画を見直した場合は除く)。</p>	
問4	<p>計画作成から3月経過後、目標の達成度合いについて、利用者及び理学療法士等に報告している。</p>	

生活機能向上連携加算Ⅱ

問1	<p>指定訪問リハビリテーション事業所もしくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提携施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が、利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する、又は理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、利用者の現在の状況及び改善可能性の評価を行っている。</p>	
問2	<p>問1の評価をもとに、次に掲げる生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行っている。</p> <p>(1)利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容</p> <p>(2)生活機能アセスメントの結果に基づき、(1)の内容について定めた3月を目標とする達成目標</p> <p>(3)(2)の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標</p> <p>(4)(2)及び(3)の目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容</p>	
問3	<p>問2の訪問介護計画に基づき提供された初回の指定訪問介護の提供日が属する月以降、3月を限度として算定している。</p>	

(8) 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

問1	介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る介護職員の賃金の改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。	○
問2	問1における「介護職員」は、指定居宅サービス基準（平成11年厚生省令第37号）及び指定介護予防サービス基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する「介護職員」（介護職員とみなすことができる者を含む。）とし、他の職種の者（従業者の勤務の体制において介護職員との兼務が定められている者を除く。）は対象としていない。	○
問3	（介護職員処遇改善計画書） 指定訪問介護事業所において、問1における計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、指定権者に届け出ている。	○
問4	介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善については、次のイ又はロに基づく賃金水準との比較を改善分としている。 イ ①介護職員処遇改善交付金を受けていた事業所については、平成23年度の賃金の総額から介護職員処遇改善交付金による改善を行っていた部分を除いた額 ②介護職員処遇改善交付金を受けていなかった事業所については、初めて加算を算定した月の前年度の賃金の総額 ロ（加算Ⅰ）の上乗せ相当分を用いる場合 ①初めて加算Ⅰを算定した月の前年度の賃金の総額	○
問5	介護職員処遇改善計画書における賃金改善実施期間については、当加算を算定しようとする年度の4月（年度の途中から当加算を算定しようとする場合は、当該算定を開始する月）から翌年3月までとしている。（問6の場合を除く。）	○
問6	介護職員処遇改善計画書における賃金改善実施期間については、介護職員処遇改善交付金を受けている等により、賃金改善実施期間の重複が発生する等の理由があるため、5月から翌年4月まで、6月から翌年5月まで等としている。	○
問7	介護職員処遇改善計画書等の内容の周知については、全ての従業者が閲覧できる掲示板等への掲示や全ての従業者への文書による通知等、事業者において適切な方法により実施している。	○
問8	当加算の算定額に相当する介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善を実施している。	○
問9	賃金改善実施期間の終期において、賃金改善額が当加算による収入額を下回ることとなる場合には、当該下回る額に相当する分については、一時金、賞与等として介護職員に支給し、当加算の算定額を上回るような措置を講ずることとしている。	○
問10	指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を指定権者に報告すること。	○
問11	算定日が属する月の前12か月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。	○
問12	指定訪問介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）の納付を適正に行っている。	○

問13	(キャリアパス要件) 次の基準①、②、③のすべてに適合している。	○
	① 次の要件A、Bの両方に適合している。	○
	A 介護職員の任用の際における職位、職責または職務内容等に応じた任用等の要件及びそれに対応した賃金に関する体系を定めている。	○
	B Aの要件について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	○
	② 次の要件A、Bの両方に適合している。	○
	A 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標を掲げている。	○
	B 次のa、bのいずれかに該当する仕組みを設けている。	○
	a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。	○
	b 資格取得のための支援を実施している。	○
	③ 次の要件A、Bの両方に適合している。	○
A 次のa、b、cのいずれかに該当する仕組みを設けていること。	○	
a 経験に応じて昇給する仕組み		
b 資格等に応じて昇給する仕組み		
c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み		
B Aについて、全ての介護職員に周知している。		
問14	(職場環境等要件) 平成27年4月から現在までに実施した事項について、ひとつでも適合している。 (資質の向上、労働環境・処遇の改善、その他) ただし、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項は記載していない。	○

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

問1	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の問1から問12までのいずれにも適合している。	
問2	(キャリアパス要件) 次の基準①、②の両方に適合している。	
	① 次の要件A、Bの両方に適合している。	
	A 介護職員の任用の際における職位、職責または職務内容等に応じた任用等の要件及びそれに対応した賃金に関する体系を定めている。	
	B Aの要件について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	
	② 次の要件A、Bの両方に適合している。	
	A 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標を掲げている。	
	B 次のa、bのいずれかに該当する仕組みを設けている。	
	a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。	
	b 資格取得のための支援を実施している。	
	問3	(職場環境等要件) 平成27年4月から現在までに実施した事項について、ひとつでも適合している。 (資質の向上、労働環境・処遇の改善、その他) ただし、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項は記載していない。

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

問1	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の問1から問12までのいずれにも適合している。	
問2	(キャリアパス要件) 次の基準①、②のどちらかに適合している。	
	① 次の要件A、Bの両方に適合している。	
	A 介護職員の任用の際における職位、職責または職務内容等に応じた任用等の要件及びそれに対応した賃金に関する体系を定めている。	
	B Aの要件について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	
問2	② 次の要件A、Bの両方に適合している。	
	A 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標を掲げている。	
	B 次のa、bのいずれかに該当する仕組みを設けている。	
	a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っている。 b 資格取得のための支援を実施している。	
問3	(職場環境等要件) 平成20年10月から現在までに実施した事項について、ひとつでも適合している。 (資質の向上、労働環境・処遇の改善、その他) ただし、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項は記載していない。	

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）

問1	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の問1から問12までのいずれにも適合している。	
問2	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の問2か問3のいずれかに適合している。	

介護職員処遇改善加算（Ⅴ）

問1	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の問1から問12までのいずれにも適合している（問4はイの方法で適合している）。	
----	--	--

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）

問1	(Ⅰ・Ⅱ共通) 賃金改善は、基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）のうち対象とする賃金項目を特定した上で行っている。	
問2	(Ⅰ・Ⅱ共通) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定している。	
問3	(Ⅰ・Ⅱ共通) 平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容をすべての職員に周知している。	
問4	(Ⅰ・Ⅱ共通) 特定加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等により公表している。	

問5	(I・II共通) 経験・技能を有する介護職員のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円(賃金改善実施期間における平均)以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上である。	
問6	(I・II共通) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上である。	
問7	(I・II共通) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上である。	
問8	(I・II共通) 介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額が年額440万円を上回らない。 ※賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない。	
問9	(I)のみ 特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを算定している。	

6 減算（該当する減算について点検を行ってください。）

(1) 同一建物等居住者にサービス提供する場合の減算

問1	事業所と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下、「同一敷地内建物等」。）に居住する利用者（問2に該当する場合を除く）に対し、指定訪問介護を行った場合に所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定している。 ※平成30年度報酬改定により、建物の範囲等を見直し、有料老人ホーム等だけでなく、すべての集合住宅が対象となっています。	
問2	問1の範囲に所在する建物に居住する利用者のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月当たり50人以上の場合、当該建物の利用者については、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定している。 ※平成30年度報酬改定により、建物の範囲等を見直し、有料老人ホーム等だけでなく、すべての集合住宅が対象となっています。	
問3	問1以外の範囲に所在する建物に居住する利用者で、当該建物に居住する利用者の人数が1月当たり20人以上の場合、当該建物の利用者については、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定している。 ※平成30年度報酬改定により、建物の範囲等を見直し、有料老人ホーム等だけでなく、すべての集合住宅が対象となっています。	

注意

加算の算定要件を満たしていない場合、加算の取下げが必要なケースがあります。
まずは、神奈川県高齢福祉課在宅サービスグループへご相談ください。

以上で終了です。お疲れ様でした。

- 介護報酬の請求に不適切又は不正な内容が認められた場合、指定基準等の違反として監査等の対象となります。なお、重大な違反状態の場合には、指定取消となる場合もありますので、十分な注意が必要です。
- 適切にできていなかったものについては、速やかに改善してください。
- 次の添付書類を忘れずに作成し、添付して下さい。
 - ・勤務形態一覧表（令和2年6月分）

～この点検書は、実地指導時等に事前提出書類等として拝見することがあります。～